

平成29年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況 《県社協要望》

要望内容		回答
1 防災・減災活動の推進		
(1)	<p>【災害時要配慮者への支援体制の強化】</p> <p>島根県内の全ての市町村において、災害時に高齢者や障がい者などの要配慮者が円滑かつ迅速に避難し、避難所での良好な生活環境が確保できるよう支援体制の整備を要望します。</p>	<p>避難行動要支援者名簿については、県内全ての市町村で作成を完了していますが、個別計画の取組が十分でないことから、引き続き、個別計画の策定に向け、市町村への情報提供や必要な働きかけを行い、取組を促してまいります。</p> <p>県では、平成28年7月に市町村の防災や福祉の担当者を対象として、要配慮者、避難行動要支援者の方々への災害時の対応などについての研修会を開催していますが、今後も研修会の開催や他団体の支援体制や事例の紹介等により、市町村の支援体制の整備を促します。</p> <p>福祉避難所の設置等についても、未指定の市町村に対して、指定に向けた取組を要請し、既に指定している市町村についても、実効性を高めるため、避難所運営に関する研修会の開催や情報提供などを行い、市町村と連携して対応します。</p> <p>島根県総合防災訓練においては、避難訓練を企画実施する開催地の市町村の意見を聞いて適切に対応します。</p>
(2)	<p>【常設の県災害ボランティアセンターの設置と県地域防災計画への明記】</p> <p>災害時において、円滑に被災者支援のためのボランティア活動ができるよう常設の県災害ボランティアセンターの設置を提案します。</p>	<p>県災害ボランティアセンターの設置とその役割については、県地域防災計画の中に明記する方向で調整中です。</p> <p>平時の関係機関同士の連携や災害発生時の円滑な支援体制の構築のための備えをどのように行っていくかは、ともに協議していきたいと考えています。</p>
2 介護人材の確保・定着		
(1)	<p>【「島根県介護人材確保・定着のための総合戦略」の策定】</p> <p>少子高齢化とともに労働力人口の総体的減少により、福祉・介護業界全般において人材確保が困難になりつつある中で、とりわけ介護分野においては地域を問わずその傾向が顕著となっています。</p> <p>このため、中・長期的視点に立って、本県における介護人材の確保とその定着のために島根県及び関連する機関・団体が相互に知恵を出し合い、「どのような取り組みを」「いつから」「どのような手段で」展開していくのかを明らかにした「島根県介護人材確保・定着のための総合戦略（仮称）」を早期に策定されることを要望します。</p>	<p>介護人材の確保は喫緊の課題ですが、中長期的視点も必要と考えており、県としても様々な取組を行っています。</p> <p>平成21年度からは介護関係の事業者団体、職能団体、養成施設等を構成員とした人材確保対策ネットワーク会議を設置し、関係団体の意見を参考にしながら事業を実施しているところです。</p> <p>また、今年度はこのネットワーク会議において介護人材確保に関する実態調査を行っており、この結果を踏まえ、様々な視点で議論を深めながら、関係団体とともに人材確保に取り組んでいきたいと考えております。</p>

平成29年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況 《県社協要望》

	要望内容	回答
3	総合的な権利擁護や安心生活保障に係る支援体制の強化	
(1)	<p>【地域における生活困窮者等への総合相談・生活支援体制の強化】 生活困窮者等への経済的支援をする生活福祉資金貸付事業や判断能力が不十分な高齢者・障がい者等を支援する日常生活自立支援事業について、各事業の実績に応じた人員配置等に必要な予算措置を要望します。 また、生活困窮者自立支援制度の円滑実施に向け、就労支援のさらなる充実強化をお願いします。</p>	<p>①生活福祉資金貸付事業 生活福祉資金貸付原資の取崩による生活福祉資金相談員の継続配置については、平成29年度においても緊急雇用創出事業臨時特例交付金の廃止に伴う激変緩和の経過措置として実施されます。 しかし、この経過措置は基本的には廃止するという国の方針に変更はありませんので、今後、生活困窮者の自立相談支援機関との連携体制の構築等を踏まえ、人員配置について検討していく必要があると考えます。</p> <p>②日常生活自立支援事業 日常生活自立支援事業は支援が必要な方を支えていく重要な事業であることから、平成29年度について、厳しい予算編成過程においても前年度の額を上回る県予算額としたところです。 しかし、その後国において補助基準額の見直しが行われたため、基準額としては前年度を下回る事業費となりますが、必要な予算額の確保に向けて国に協議していきます。</p> <p>③具体的な要望内容である「心理面の助言ができるアドバイザーの配置」については、生活困窮者自立支援機関が臨床心理士から助言が受けられるように、島根県臨床心理士会の協力を得て、希望のあった市町村に対して臨床心理士の同席ができるようにしました。</p>
(2)	<p>【住まいの確保と住まい方を一体的に支援する仕組みづくりの推進】 低所得者、高齢者、障がい者等の「住宅確保要配慮者」の住まい確保と住まい方を一体的に支援する仕組みづくりを推進するため、官民の住宅や医療・福祉等に関わる関係者が協働し、県内の実態把握や相談・居住支援の体制づくり等について研究協議等を行う取り組みをすすめてください。</p>	<p>低所得者、高齢者、障がい者等が、地域での安定したくらしや医療・福祉サービスを受けるにあたっては、まず居住の安定確保を図る必要があります。入居の際の身元保証などの課題があると認識しています。 県、島根県社会福祉協議会も参加している「居住支援協議会」での検討や関係団体との協議を行いながら、進めていきたいと考えています。 また、この会議に関係機関等の参加も呼びかけていきたいと考えています。</p>